

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和2年3月19日（木）

開 会（午後1時0分）

【議 事】

○議案第19号「所沢市観光情報・物産館条例制定について」

【補足説明】な し

【質 疑】

大石委員

第6条第1項の開館時間だが、物産品等販売所及び多目的広場は午前9時から午後5時までとなっているが、第2項では「指定管理者は、必要があると認められるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に利用に供さないことができる。」となっているので、変更ができると思う。夏場はもっと営業した方がよいとかあると思うが、その辺は臨機応変に変更ができるということでよいのか。

吉永商業観光
課主幹

臨機応変に対応する予定です。

大館委員

駐車場を24時間あけておく意味は。

吉永商業観光 課主幹	夜間は駐車場を閉鎖します。
大館委員	営業時間と同じ時間ということか。
吉永商業観光 課主幹	駐車場は、第6条第2項にある午前9時から午後9時までというのを原則で定めています。
大館委員	これは固定ということか。
吉永商業観光 課主幹	KADOKAWA主催のイベントなどもありますので、臨機応変に対応していきたいと考えています。イベントなどの時には時間を延ばすこともあると思いますが、近隣住民のご要望等もありますので、調整しながら対応していきたいと考えています。
石本委員	条文中に特産品という文字がたくさん出てくるが、特産品の定義について伺いたい。
吉永商業観光	産業振興課でやっている所沢のブランド品や、市内で作られている野菜

課主幹

などが含まれています。

石本委員

100%所沢産もしくは、所沢のかなり限定したもののイメージでよいのか。

吉永商業観光

基本的には所沢産ですが、場合によっては市を超えて連携しているダイ

課主幹

アプランの品が入ることもあります。

石本委員

とことこ市では所沢産の野菜などが売っている。一方で他市の菓子などを売っている事例も見受けられる。以前、実行委員会が承認すると、売ることができるかと農業振興課から聞いたことがある。特産品ということで、市外のもの売るに当たり、どのような決め方をするのか。

吉永商業観光

これから指定管理の事業者が決まりますが、市として基本的には、市の

課主幹

特産品ということですが、協議の中で決めていきます。

石本委員

協議の中で決めていったら、とことこ市も実行委員会で決めたという形になってしまうが、例えばその中で割合は3分の2は所沢産だとか、条例を提案するに当たって議論はあったのか。

吉永商業観光
課主幹 今現在、指定管理者の募集要項等は作成していませんので、まだ決めて
いません。

中村委員 調整区域でこういう施設を造るときは、開発許可の関係がかなりうるさ
い。所沢市産野菜とか地場産野菜とか。そういうとき、売り場面積の按分
で、どのくらいだったら許可するとか、どのくらいだったら許可しないと
いう基準がある。その辺ははっきりと決めていった方がいいのではないか。

柳田商業観光
課長 そうした特産品の定義と所沢の魅力を発信する場所でありますので、そ
こは指定管理者を募集する流れの中で、担当の中でも協議していきたいと
思います。

中村委員 今回、株式会社KADOKAWAが造るサクラタウンに関しては、容積
率の変更が行われたのが元々あって、民間の事業者や近隣住民の方からす
ると、特別優遇されているのではないかという懸念を持っている方がすご
くいるので、ある種、市をアピールするという意味での特別優遇という観
点というのは理解できないわけではないが、整合性が取れるように、かつ
周りの皆さんに説明ができるように、きちんとしていただきたいと思います
かがか。

柳田商業観光 市民の方に喜んでいただくこと、また所沢の方に足を運んでいただくよ

課長

うなことは十分考えていきたいと思います。

城下委員

条例第1条に「特産品の販売等により市の魅力を発信し」とある。第2条については、物産館は次に掲げる事業を行うということで、1から5までであるが、今所沢のブランドということでは、そういった所沢産の物をどのようにこの場所でひろげていくのかというのが大きな目的だと思う。これについては、市から要望、提案はするのか。

吉永商業観光

これから募集要項で指定管理者の募集を行っていきますので、選定の中

課主幹

でこういったことをやっていただきたいという基本的な事は伝えますが、あとは事業者の方から提案してもらい、よいアピール等を出してもらいたいと考えています。

城下委員

市内の農家の方から、期待しているという声を聞くが、どれくらいの方たちがここに農産物等を出していけるのかなどの数的な部分など市としての考え方はあるのか。

吉永商業観光

現在のところ農家の方からは、商業観光課の方には声が上がってきてい

課主幹

ない状況です。

城下委員

どのようなブランドが出てくるのか。農産物だけではなくて、いろいろ

な物作りとかもあるんで、そういった部分についてはこれからということか。

吉永商業観光 応募してきた事業者の中で、そういった提案もあるかと思しますので、
課主幹 決まった事業者と協議しながら決定していきたいと考えております。

城下委員 所沢市からもそういった方たちに農家なり物づくり、色々あるが、そう
いったところに声掛けしていくことが大事である。向こうから来るのを待
っているのではなく、そういった情報発信というのも必要だと思うが、ど
の時点でそういったことをやるのか。

柳田商業観光 一度、特産品というか農産物に含めまして、どういったものを販売して
課長 いきたいかという呼びかけを、一昨年の広報紙に出して募集を呼びかけま
したが、その時は今一つ反応が薄かったというところでした。それで終わ
りということではなく、産業経済部の中に農業振興課もありますので、そ
うしたチャンネルを通じてご希望等は伺っている状況です。

城下委員 条例第13条の利用料の減免だが、減免できるかできないかというのは、
市の方で判断するという理解で良いか。

吉永商業観光 基本的には市の方になると思いますが、指定管理者と協議して決めてい

課主幹

くことになると考えています。

城下委員

障害者の方たちへの減免制度は必要だと思う。航空公園の駐車場も最初
はなかったが、障害者の減免制度を作ってきた経緯がある。この点につい
てはどのように考えているか。

吉永商業観光

障害者の減免については、指定管理の事業者と調整しながら検討してい

課主幹

く予定です。

中村委員

年間の収入と支出は。今の想定でどの位の利益が上がって、どのくらい
の市の持ち出しがあるのか。

柳田商業観光

駐車場の運営が収入としては大きいと考えていますが、実際どのくらい
課長 駐車場が稼働するののかというのは、KADOKAWAのソフトの事業やイ
ベントがどのくらい打たれるとか、指定管理者の方で自主事業をどれだけ
打つかということにもかかってきまして、なかなか読みにくいところであ
り、金額の想定は現在のところできていないのが実情です。

中村委員

P F Iに支払う金額があるが、その辺はどう考えているのか。

吉永商業観光 課主幹	P F I は、あくまで設計と建設と法定点検等の維持管理になりますので、 運営の部分は入ってはいません。
中村委員	それをプラスして指定管理者に支払うのか、利用料金との相殺なのかわ からないが、その辺を含めて想定していないのか。
吉永商業観光 課主幹	利用料金制を進めますが、最初は市が支払う委託料が多くなると思いま す。KADOKAWAからの客の流れで、利用者が多くなれば収入が増え るといふ形になります。
石本委員	結局、市として、主な収入や支出は見えていないということだが、所沢 市としては所沢市総合食品地方卸売市場で大きな痛手を負ったことがあつ たりして、この条例を認めるということは、実際は予算が出てくるが、債 務負担的な条例である。条例策定において、財務部などに全く相談もしな いで、条例が議案として出てきたという認識でいいか。
柳田商業観光 課長	この条例策定に当たっては、パブリックコメントを行うタイミングを含 めて、市役所の関係部署に照会を行い、確認等という手続きはさせていた だいておりまして、その中で当初想定していた利用料金の額とか変更等を 加えてきているという経緯はあります。

石本委員 そうすると、全く数字がないという議論なのか。それとも数字は持っているけども、表に出せないということなのか。その辺はどうなのか。

柳田商業観光
課長 駐車場も台数を想定したところで、金額というのは狭山湖観光駐車場がありますので、そうしたところの収入は見込めるだろうというところではあります。また、バスが駐車できますので、料金設定もしていますから、バスが年間どれくらい来るかということは現段階では見込めない状況ですが、その部分の収入も見込めるだろうというところは計算の中に入っています。

城下委員 今回資料の中でも、施設運営を切り離したP F I手法ということで書いてあるが、P F Iの工事でどれくらいの費用がかかっていくのかということと、今回の条例制定で収入がどれくらい入ってくるのか。それから、施設運営の部分でどれ位の費用がかかるのかというところで、ある程度試算があると思うが、そのことについて議会のどこかで説明はあったのか。

吉永商業観光
課主幹 設計と建設、法定点検等の維持管理を含めまして、8億8,000万円ほどです。

植村産業経済
部長 12月議会の時にP F Iの契約金額については変更ということで、8億8,223万6,060円ということになっています。これからこの条例を作りまして、指定管理の手続きに入りますけども、その時に細かい物産

館と駐車場の運営にかかる収入とかを詰めていきますので、今現在この物産館についての細かい数字が出ていないというのが実情です。

城下委員

先程の答弁で、P F I でやるので、最初は市の方の払う額が大きくなると思いますという説明があったが、どういうことなのか。歳入が入ってこないで、安定するまでは市の持ち出しが増えるということか。

吉永商業観光
課主幹

当然委託料は払うのですが、指定管理者の方の収入が多い場合には、収益の何%を入れてくださいという形の契約をすることによって、自主事業等もあるので収入が大きくなれば、委託料以上に逆に入ってくる金額も大きくなっていくというところです。

城下委員

この条例の中には、その辺はどのように盛り込まれているのか。指定管理によっても、例えば駐輪場だったらこれくらい納付しますというのが過去にあった。今回そこまでの設定はしていないという理解でよいか。

吉永商業観光
課主幹

条例にはそれは盛り込んではいません。

西沢委員

誤解に基づく議論がされているとしか思えないが、物産館というのは建設と維持管理がP F I で、物産館の運営を指定管理者に頼むために今回設

置条例が出ているということだと思う。附則をみると、条例の施行日が令和3年5月1日からになっているんだけど、その前に指定管理者の契約が結べるようにという附則が付いているので、私が思うに令和2年度中にそういう募集をかけて指定管理者の契約を進むような流れが将来的にあるのではないかと思っているが、ここまでの理解はどうか。

柳田商業観光
課長

その通りです。

西沢委員

そうすると、指定管理者の契約を結ぶに当たっての数字というのは今詰めている段階であって、今は全くない、というのはわかるのだけでも、今の状態がどうなのかという答弁をもらわないと、我々の方が勘違いしてしまう気がするが、いかがか。

柳田商業観光
課長

駐車場の運営については、狭山湖駐車場も含めて類似するところを推察するところ、1,000万だとか1,500万です、というような数字が収入として挙がるだろうというような見込みです。物産館の中での販売行為等を通じて挙がってくる収入については今まだ精査してしまして、どれくらい売り上げが挙がってくるのか、市の方に入ってくる収入がどのくらいになるのかというのは順次想定を立てて計算出しをしている状況です。

中村委員

いわゆる指定管理者の指定についても非営利の組織だったりするのはわかるのだが、今回の件は市のPRという視点はあるながらも、営利を求める部分も入ってくる施設なので、類似施設含めて他市ではどうだったのかとか、一番売れるシナリオと一番売れないシナリオとか、そのくらいの数字は出てこないと、ただの維持管理とは違うと思う。今、西沢委員が言ったように、例えばそれが福祉的な施設ならいいと思う。ただ、利用料金を求めていくわけであるし、この施設はどちらかといえば経済的な施設という要素があるわけだから、その部分については只今精査中ですよという訳にはいかないと思う。想定通りにはならないかもしれないけれど、想定というものがあつた上で議決というものが行われないと、次に評価もできない。その施設がどうであったかという。そういう意味では、数字が全くでないというのは恐らくあり得ないと思うので、そこはやはり他市の状況でもいいし、上位シナリオ、下位シナリオでもいいと思うのだが、そのくらいはやはり、出さないと。施設の種類が今までと違うから、出してもらわないと先に進めないが、いかがか。

柳田商業観光
課長

最終的といいますか、指定管理者の提案に期待している部分とすると、歳出と入ってくるお金とがしっかりとプラスになるような提案とか、事業を打ってくれるというような提案に若干期待しているところでありまして、そうした中で言うとどれだけの売り上げが見込めるのかという部分について運営全体が賄われるような形の運営を進めていただきたいというところ

ころです。実際の経費的なものについては、売り上げを除いた部分の読めないところ以外のものについては、人件費をどのくらいおくのかということも想定の中で少し考えている段階でして、全体としていくらを上限とするのか、下限がいくらになっているのかというところは今順次計算をしている状況です。

中村委員 赤字にならないシナリオというのは、指定管理者になるかもしれない事業者協議の中で出てきているのか。

柳田商業観光 ところざわサクラタウンの開業によって、サクラタウンによるにぎわいに影響される部分が大いということは、ヒアリングしている事業者にとっては、一つの不安要素になっているというようなところも実際です。そうしたところも、手が挙がらなくなるということも困りますので、手が挙がってくるために費用全体の積算というのは指定管理の募集までにはしっかりしていかなければいけないということは考えているところです。

中村委員 赤字になるのか、ならないのかというところが聞きたい。最初から赤字になるということを想定して作っているのか。最悪ツープイで行けるといふ見込みがあるから作っているのか。その辺はどうか。

柳田商業観光 基本的には赤字にならない、売り上げが上がってその何%かを市に歳入

課長

として入れてもらえる運営を現在のところ想定しています。

石本委員

中村委員と同じ問題意識を持っていて、そういうのがなければ、どのような指定管理者の選定に当たって事業者を想定しているかもわからなくなってしまうが、どのような事業者を想定しているのか。指定管理者の選定に当たって特に重視している条項というのはどういうイメージを持っているのか。

柳田商業観光
課長

選定に当たっては、こちらの条例に記載してあります事業をしっかりとやっていただくということはもちろんのことですが、プラスして独自ににぎわい作りができるとか、市内の事業者としっかりと連携をとっていくという考えだとか、そうしたことは所沢市の魅力を発信するうえでは大変重要なことになってくるものと考えています。その想定している事業者ですが、道の駅等を含めて34か所程度、現場に行けないところは当然聞き取りを含めて調べさせていただきまして、運営しているところが第三セクターだったりとか、地域の農業団体、観光協会だったりというようなところも当然あるわけですが、民間事業者が道の駅的なものを運営しているところもあり、そういったところから応募がいただけないだろうかということを期待しています。

石本委員

今度は西沢委員との関連で、指定管理者を選定していく作業があると思

うが、スケジュール的には秋ぐらいまでに決めていくイメージだが、具体的にはどのようなスケジュールのイメージなのか。

吉永商業観光
課主幹 5月頃から募集を開始し、選定委員会を3、4回開催させていただいて、9月議会または12月議会を目途に提案できればと考えています。

城下委員 今のやり取りの中で、歳出歳入が合うような点を期待していることと、赤字にならないように市への歳入として入ってくるようにしたいと説明があったが、今の条例についてはまだそこまでうたっていないので、そういうふうになった場合にはどこかの時点で条例改正になるという理解でよいのか。

柳田商業観光
課長 そこに料金的なことの変更が必要になった場合には、こちらに定めてあります料金の変更等は必要になってくるとは思いますけれども、現状の中では条例に定めている金額は上限額として設定しておりまして、通常の公共施設等よりも少し高めの設定にもなっておりますので、この範囲内で決めていくということであれば条例改正はいたしません。逆に金額をもっと高くしていきたいというようなことが発生するようであれば、条例改正が必要になってくると考えます。

城下委員 それは利用者からいただくお金の話である。私が聞いているのは、ある

程度利益が上がってきて、所沢市に納入できるような形になった時の条例改正は必要なのか。それともこのままで可能なのか。

柳田商業観光課長 利益に対する何%という部位については、条例の中では定めておりません。お互いの協定の中で決めていくことになりますので、条例改正は行いません。

中村委員 先程、話があったように、サクラタウンのにぎわいに対する応募事業者の不安というのはあると思うが、その不安に対して市はどのような対応をしようと、あるいはそこのにぎわいが起こらなかったときにどのようなことを考えているのか。この施設はやめてしまうのか。それとも施設単独でこういった形で運営していくのか。考え方はあるのか。

柳田商業観光課長 にぎわいに関して、この施設自体、基本計画を立てている段階で、この施設単独であっても機能していくというのが大事な考え方だという視点を持って基本計画を立てております。当然KADOKAWAの動きに影響があることは間違いないことですが、原則としては、この物産館が単独でも成り立っていくというところを目指していきたいと考えています。

中村委員 目指していくのは当然なのだが、目指していくに当たっての具体的な提案ないし、案というのは今の段階ではないのか。

柳田商業観光
課長

これまでの議論の中で大事にしている部分として、観光案内所的な機能というのは所沢にはありませんので、そうした機能をしっかりさせていくということ、それから近隣の関係自治体との連携もうまく進んでいるところでもありますので、そうした近隣への回遊も進められるような取組もしていければというふうに考えています。併せて、運営していくために稼げる状況に持っていかなければならないということが一方でありますので、そうした部分は民間事業者からの様々な提案に現状のところは期待を寄せているところです。併せて、イベント等を打てるスペース、駐車場などでもイベントができるようなスペースにもさせていただいておりますし、施設の外側の屋根なども深く、長めに造ることで雨天のときでもお店が出店できるような工夫は設計の段階ですてきています。

中村委員

KADOKAWAのサクラタウンに左右されないでも、単独で機能、運営できるというところについては、指定管理者の選定について、提案として指定管理者に応募してきた団体に対して求めるのか。求めた場合、それは指定管理者の指定に当たって考慮の対象になるのか。その辺についてはいかがか。

柳田商業観光
課長

指定管理の選定に当たって評価表を作成していくわけですが、当然そうした項目の評価も入ってくるものだと考えておりますし、評価表作成に当

たつては、4月以降選定委員会を開き、ご意見等をいただきまして、物産館の設置の意義等をお話しさせていただきながら、評価の項目等も設定していくことになると思います。

中村委員

当然そこは評価項目に入ってくるという認識でよいのか。

柳田商業観光
課長

その通りです。

石本委員

課長の答弁を聞いてショックを受けたのだが、議案資料の11ページには全国的にも先駆的な事例であると書いてあるが、イメージは道の駅なのか。PFIを活用したという意味で、先駆的なのか。

柳田商業観光
課長

PFIを運営と切り離して行ったという部分については、なかなかない事例だということです。

石本委員

なかなかないということは、あったということなのか。

柳田商業観光
課長

PFI協会という、全国のそうしたアドバイスをする団体にお伺いしても、ないだろうということです。

石本委員

出来上がった施設のイメージは、高速道路などにある道の駅のようなものか。

柳田商業観光
課長

道の駅は、ドライバーのための、24時間駐車できてトイレに行けるといいう機能が一番大きなもので、そういう意味からすれば、機能としては道の駅とは違う、魅力を発信していく施設を想定しています。駐車場が整備されて、物産の販売が行われ、トイレ等公共的に使える機能があるイメージとすると、道の駅に近いとは言えるのかなと思います。

秋田委員

指定管理者になってもらう企業はどのようなところなのか。

柳田商業観光
課長

先ほどもお話ししましたが、道の駅以外でも、群馬県のこんにやくパークや、寄居町のパーキングエリア、第三セクターですが、静岡県伊東市の伊東マリンタウン、栃木県宇都宮市のロマンチック村といったところで、全国的にそういった施設を運営している事業者がいらっしゃいます。

秋田委員

それは農業協同組合か。

柳田商業観光
課長

農業協同組合ではありません。

秋田委員

企業名を伺いたい。

柳田商業観光

運営している企業名としては、株式会社等の民間会社です。

課長

城下委員

先ほど、にぎわいが創出できない場合どうするのか、KADOKAWAの影響もあるが単独で行けるようにしていきたいという答弁があったが、この場所はインバウンドの方たちも来てくれるであろうということを想定していると思うが、今回の新型コロナウイルス感染症の問題でインバウンドを対象としているところは苦勞されているが、もしそういったところが想定外に来られなかった場合に、単独で運営できるような運営を、どの程度想定しているのか。

吉永商業観光

インバウンドといっても、外国人の方は10%程度を規定しているので、

課主幹

少なくとも日本人にも楽しんでもらえるというか、観光の分野に関して、当然多言語化というようなことも行いますが、所沢市以外から来ていただく日本人の方にも、回遊していただくような形で観光できるということも準備をしていきたいと思っています。

城下委員

道の駅の業者をいくつか出していただいたが、主な対象者は、近隣の方たちや自治体の方たちなのか、それともKADOKAWAに来る方が寄っ

てもらえるのか。その割合はどれくらいを想定しているのか。

柳田商業観光
課長

どちらにどういうふうにお越しになるのがメインであるかということはあるのですが、双方に来るということを想定しているので、影響があるとしても50%ずつ、とっていいのかというところは申し上げにくいところ
です。

中村委員

今実際に所沢市にある第三セクターに運営を任せるとか、新たに第三セクターを作って運営をお願いするということは想定していないのか。

柳田商業観光
課長

想定していません。

石本委員

先ほど、PFIの業者は設計、建設、点検などの維持管理を行うということであったが、所沢市と指定管理者の役割の線引きはどのようになっているか。

吉永商業観光
課主幹

ある程度、こちらのほうからこういったものをやっていただきたいという形で募集して、協定を行ったら、基本的には指定管理者にお任せになりますが、その中で市が考えていることと相違があってはいけないので、当然モニタリングをしながらチェックをしていくことになると思います。

石本委員

似たような施設でも、モニタリングを行っているのか。

吉永商業観光

指定管理はモニタリングをしています。

課主幹

西沢委員

KADOKAWAと物産館にくる人の比率が50%ずつを目指したいような話だったが、車で来て駐車して物産館を通過してKADOKAWAに行くという方は利用する可能性が高いと思うが、電車等でKADOKAWAに来た人が物産館を回遊して戻っていくということを考えておかないと、電車でKADOKAWAに来た方が物産館に足を延ばすという可能性は、現時点ではあまり高くないと考えるが、その辺の仕掛けについて協議しているか。

柳田商業観光

課長

KADOKAWAもところざわサクラタウンと観光情報物産館がともに反映できるような仕掛けをしていきたいというお話はしていただいており、例えば回遊するためのスタンプラリーをやって、物産館でお土産を渡すといったことや、KADOKAWAが販売するキャラクターグッズの中で、物産館に行かないと購入できない商品を置かせていただくとか、そういった仕掛けはお互いに話し合いをしながら進めていきたいということです。

中村委員 防災備蓄のスペースがあるが、防災上や危機管理上の位置づけ、あるいはこの地域の防災上や危機管理上の地域貢献者、ところざわサクラタウンとの役割分担、この辺についての協議はどのようになっているか。

吉永商業観光
課主幹 防災備蓄倉庫の定義としては、危機管理課に確認したところ、川沿いということもあり、防災倉庫としての役割は果たせないということですが、こちらに来られた方や近隣の方に万が一のことがあったときに使えるようにということで発電機等を置いて、あとは地域の方にどういったものが必要かという話はお伺いして準備をしていこうと考えております。KADO KAWAのほうではまだその話はしていませんので、必要であればこれから協議をしていこうと思います。

中村委員 現状、どこにどのようなものを何人分という想定で防災備蓄スペースが組まれているわけではなく、これから協議していくということか。

吉永商業観光
課主幹 そのとおりです。

中村委員 大型施設の場合、施設設計上、どのくらいのものをどのくらい置かないといけないという規定は何かあるのか。

吉永商業観光

特にありません。

課主幹

中村委員

現在の方向性としては、この防災備蓄スペースに関しては、来場者の安全を守ることは当然だが、地域開放や、長期滞在を可能にするようなものは考えているのか。

吉永商業観光

長期滞在というよりは、来場者の一時的避難と地域の方の電気がなかつ

課主幹

た時のために発電機を置かせていただいて、携帯電話の充電等必要なものを取り揃えていきたいと考えています。

中村委員

現時点では、地域防災計画に位置付けるということではないということか。

柳田商業観光

そのとおりです。

課長

中村委員

議会の条例も通っていないので当然だが、この施設は、近隣の方に全く認知されていないが、条例が通って実際に動いていくと、利用していただくためには、市内外、まずは周りの人たちに説明をしていかなければなら

ない。この施設の今後の周知方法はどのように考えているか。

吉永商業観光
課主幹

先日も近隣の自治会には説明させていただきましたが、本来4月頃説明会を予定していましたが、新型コロナウイルスの関係で、関連する自治会には回覧という形で、近隣の方にご説明させていただくことで地元の自治会長には了承いただいています。

中村委員

施設ができることについてご理解をいただきたいという周知はそれなりにしている。ただ、実際に使っていただかなくてはいけない。実際に利用していただくような周知方法は、現在の段階で案はあるのか。

柳田商業観光
課長

地元の方に足繁く通っていただけるような施設であることが重要でありますので、例えば農家の方が取れたて野菜を置くとか、実現するには様々な状況をクリアしていかなければならない面もありますが、そういったものについては考えていく予定です。

中村委員

こどもと福祉の未来館の時には、愛称を募集するといって募集しなかったが、愛称を募集するのか。

吉永商業観光
課主幹

愛称は募集する予定です。

【質疑終結】

【意見】

中村委員

質疑を通じて、様々な論点が出てきたと思う。なかなか現実的に詰め切られていない部分が見受けられましたので、ぜひ今回の委員会の議論を参考に、例えば特産物の定義や、実際の収益的なシナリオや、そういったものを含めて、ぜひ有識者の意見を伺いながら、そしてところざわサクラタウンを運営する株式会社KADOKAWAとも連携しながら、きちんと詰めていっていただきたいと思います。私が賛成する理由は、まさに赤字にならない想定があるという答弁がありました。この答弁がなければ賛成しづらいと思っていましたが、答弁をいただいたので、賛成させていただきます。

大石委員

特産品の定義をするのはいいと思うのですが、やはり経営は大事なことで、売れる物を売っていかなければならないので、所沢市の物産を売るのは当然ですが、北海道の物産や九州の物産を売るわけではないので、どんなに範囲が狭くても武蔵野中心にある物産を売っていただきたいと思います。例えばわかりやすい例でいえば、サツマイモの焼酎と里芋の焼酎があって、それぞれ好みがあって、どちらが売れるかというと、所沢で作っている里芋の焼酎よりもサツマイモで作った焼酎のほうが売れるかもしれないし、同じようにサトイモのジェラートを作ったりサツマイモのジェラートを作ったり、どちらが売れるかというと、やはりサツマイモの方が喜ば

れると思う。結局、売れるモノを売っていかなければならないので、定義は大事ですが、物産の割合を決めてしまうと、経営に響きます。このように公共施設というのはこういうふうに定義をしていくと、経営がなりたたなくなります。なかなか難しくなってガチガチの運営になってしまうので、その辺は十分に検討して進めていただきたいと思います。賛成します。

城下委員

私も、今回の質疑、議論を踏まえてなのですが、現在も新型コロナウイルスで想定外のことが起きている中で、所沢市がこれから物産館を造って、所沢市の市内のブランドを推進していこうという強い思いがあると思います。そういう意味でも、しっかりと市内の農産物やものづくり、ブランドがこの場所で広がっていくような位置付け、そして何より、KADOKAWAに対する依存だけではなくて、先ほど50%、50%、申し上げにくいという答弁がありましたし、その辺は苦勞されているのだというのはよく、私もわかりました。そういう意味では、是非、所沢市の物産館としての位置付けをしっかりと持っていただく、そういった計画なり、見通しなりを持っていただきたいと思いますというふうに思います。賛成の意見です。

【意見終結】

【採 決】

議案第19号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午後2時52分)

(説明員交代)

再 開 (午後3時0分)

○議案第17号「第6次所沢市総合計画前期基本計画の改定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員 今回の基本計画の改定に向けて検討を始めた時期やこれまでの経緯を時系列で説明していただきたい。

市川経営企画 検討を始めた時期は正式な発表ではなかったのですが、令和元年11月に一度総合計画の改定について臨時の政策会議を開いています。その後パブリックコメントを行う直前に第2回の臨時の政策会議を開いて、協議を行いました。

石本委員 昨年の11月に臨時の政策会議を開いて、パブリックコメントは12月ぐらいから始まっていなかったか。

市川経営企画 パブリックコメントについては令和元年12月26日から令和2年1月15日まで意見を頂きました。

石本委員 11月の臨時の政策会議で検討を始めて、12月にパブリックコメントをとっている。そこでは今回の改定内容のほかに、よきを善きに変えると

いうことも出てきていたが、11月の段階で大体内容が固まっていて政策会議が開かれたのか。

市川経営企画
課長 11月の臨時の政策会議の際にはある程度改正する内容の項目については出ていました。

石本委員 パブリックコメントを出した時には今回の内容プラス将来都市像に係る部分の改定も募集があった。今回のその部分も出てくるのかと思っていたら、西所沢の部分しか出てこなかったが、善の善きふるさどに変えることが見送られたのはどのような経緯か。

市川経営企画
課長 パブリックコメントを行った際の基本構想の善きの部分について、取り止めた経緯はパブリックコメント手続き以外にも自治基本条例推進委員会などでも外部の意見等をうかがってきたところですが、その中であまり賛同を得られていない、もしくはパブリックコメントなどでも今回の改正の趣旨について理解を得られていないのではないかとということで、機が熟していないだろうということで取り止めました。

石本委員 あまり賛同を得られていないというのはどれぐらいの割合だったか。

市川経営企画 パブリックコメントの手続きの中で言いますと、一概には言えないかと

課長 と思いますが、30件の意見がありまして、そのうちの22件はあまり賛成ではないご意見を頂きました。一方で8件が賛成と言いますか、賛同するような意見を頂きました。この比率だと今の段階ではまだ理解は得られていないのではないかと判断しました。

中村委員 どのような理由で賛成だったのか。どのような理由で反対だったのか。

市川経営企画
課長 パブリックコメントの結果、賛成は漢字で表したほうが意味、意図するところがわかるだろう、市長の意思をきちんと示せるのではないかといった御意見があった一方で、反対の意見は一度議決されたものを改正するという意味では議会軽視ではないか、もしくは議決された時のように多様性を重視して平仮名にしたほうが良い、修正しなくても市民の生活にはそれほど支障はないといったご意見がありました。

中村委員 国語的にはどのような意見があったとかないか。色々な漢字の使い方はあるのかもしれないが、国語的にどうかと、議論の前に普通役所の中で出てくると思うが出なかったのか。国語的にどうか。

市川経営企画
課長 国語的に言いますと、まず内部の意見の中ではいわゆる令和という言葉、令和の元号を考案した方が令の字は善、善しというようなことを発言されたということがありました。例えばSDGsは善き社会と言ったところで

も、このタイミングで善というものを強調するのは時期としては良いのではないかという意見がありました。パブリックコメントでは国語的にと言いますか、善という言葉が宗教的な印象があるといったようなご意見もありました。

中村委員

言葉なのでいろいろな思いがあってよいが、役所的には市民感覚とか分かりやすさとか、あるいは国語的といったことをパブリックコメントに出す前には検討しないのか。いわゆる事務レベルの判断、普通はそういったことがあると思う。

市川経営企画
課長

事務レベルの検討の意味ではもともとの提案をさせていただいた総合計画の時は善という漢字を使っていたところでして、それは大人たちの良い行動を見て、子供たちにも見習っていただきたい、大人たちが子供の手本になるような良い行動がされるような社会というような思いを込めたものでした。このタイミングでの改定に当たっては藤本市長の意向があり、その思いをパブリックコメントする際には市長の言葉として添えたうえで意見をうかがった経緯です。

中村委員

令和の国学者が言う前に善きと使っていたのではないか。

市川経営企画

所沢市は令和になる前から善きを使っていたところです。

課長

石本委員

パブリックコメントの中にも議会軽視ではないかという意見があったが、第6次総合計画特別委員会ではかなり議論もされて、当時の委員長は相当議論する時間をとってからの修正だったが、パブリックコメントをとる前に議会軽視という発想は全くなかったのか。

市川経営企画
課長

臨時の政策会議の中では議会軽視という言葉ではありませんでしたが、一度議決されたものを改正するのであるから、きちんとした理由が説明できないのであればそうしたことは行うものではなかろうという意見がありました。

石本委員

先ほどの答弁の中であまり賛成がなかったとのことだったが、8件が賛成で22件が反対で、一般的にダブルスコア以上ということは大差だと思う。平田部長に聞きたいが、経営企画部はこんなダブルスコア以上の差でもあまりという認識なのか。例えば10対20ぐらいだったら出していたとか、どのような感覚なのか。

平田経営企画
部長

実際に意見そのものについて賛否という形での意見を求めたものではありませんので、ニュアンスとして反対あるいは賛成に属するであろうという意見ということで課長が答弁しました。中にはニュアンス的にどちらで

もないような表現のものもありますので、おおむね8対22ということで答弁したのですが、スコアという言葉もありましたが比率ということではなく、パブリックコメント手続きにおきましては、あくまでも市民からのご意見として判断材料として活用していくように考えています。例えば今回の結果の数字があったとしても、もちろん出す場合もありますし、判断材料の一部であると私は考えています。

石本委員

現在の基本計画に施策の大規模な方針転換を行う場合や、社会情勢の変化等に伴いめざす方向に大きく舵を切る必要がある場合には、基本構想・基本計画を適宜見直すこととします、とある。基本構想・基本計画の改定はこれらの場合に限定されるのか。改定が必要か否かの判断はどのように行うのか。

平田経営企画
部長

基本的には事案ごとに判断基準は変わらと思っています。今回は西所沢の見直しについては予算でも今回提出させていただいていますので、合わせて整合性を図りたいと考えて提案したものです。

城下委員

パブリックコメントがあったので、当然両方出てくるのであらうと思っていたが、11月の臨時政策会議の中でこの2つが出されて、パブリックコメントをやった。その結果について今回提案したのは西所沢の見直しで、最終的に西所沢だけ出そうと決めた会議はいつだったのか。11月の臨時

の政策会議の中でまず最初に出されたのは西所沢駅の見直しが先か。それとも善が先に出されたのか。

市川経営企画
課長

時点は不明ですが、善きの改正の話は先にありまして、それを出す理由ではなくて、それとは別の方から西所沢駅の協定の話も持ち上がっていたので、併せて議題にしました。最終的に議案として提出するかどうかというのは、政策会議という形ではありませんでしたが、パブリックコメント手続きや自治基本条例推進委員会の開催の結果を踏まえて起案により決定したものです。

城下委員

今回のように過去にパブリックコメントをとった結果、提案を断念した事例はあったか。私が議員になってから記憶がない。

市川経営企画
課長

パブリックコメントを行ったものが全て議案として提出されているわけではないので、出したことによって断念したものがあるかどうかは把握できていません。例えば、パブリックコメントを行った結果、ある条文を削除したといったことや変更した事例はあるのではないかと考えています。

中村委員

各部の判断があつて別にいいのだが、今回パブリックコメントに関しては西所沢に関する事で議案資料の中で2件と経営企画課では記載をしていて、街づくり条例の方はその他関係のなかったパブリックコメントにつ

いては全部の数字を挙げた。その辺は原課の判断か。どのように資料の作成等をマネジメントしているのか。

市川経営企画
課長

議案資料におけるパブリックコメントの件数のルールは明確にはありません。各課の判断と言えば、そのようなことになるかと思います。今回の総合計画の改定においては今回提出した議案の部分だけの意見を取り上げた方がより正確な状況を示せるのではないかという判断から、この2件をピックアップして掲載したようなところです。

中村委員

それが分かったから、そのような見方が我々もできるが、これからもそのような感じで原課の判断で件数についてはセレクトしていく感じで行くのか。今回そごが出たので、ある種件数については統一的な見解を持って運用していこうと思うのか。

平田経営企画
部長

明確に答弁できるか分かりませんが、議案件名そのものが今回の場合は前期基本計画の改定という議案を提出していますので、そこに基本構想のパブリックコメントを記載することは相応しくないと判断しました。街づくり条例ですと、1つの議案そのものは変わりませんので、そのあたりの扱いは件名ごとによって変わってくるのではないかと考えています。今回見えない部分の30件のものを載せた場合に逆に資料としては相応しくないものによって変わっていく可能性があると思います。

中村委員	結局これからもそこは提出をしている課や部の判断なのか。それならそれでいい。分からないと分からないから。
平田経営企画 部長	繰り返しになりますが、議案件名にふさわしい資料の作成を考えております。
大館委員	そもそも期成会、市民団体があると思うが、その意見は聞いたか。
田中交通安全 課長	期成会には話をしまして、意見を確認しました。これについてはもともとの請願の理由が西口の開設なので、それであればそちらのほうでと言うことでご意見はいただいております。
石本委員	橋上駅舎と東西自由通路の整備が事実上断念した経緯を時系列で伺いたい。
田中交通安全 課長	昨年3月までは自由通路で行くという話でしたが、3月中旬ごろ西武鉄道から至急協議をしたいとのことで伺いますと、今の状況で行くと事業費約40億円と見ているものが約倍ぐらいに膨らんでしまい、令和6年に開設する予定でしたが令和9年に延びてしまいますが、それでも所沢市はやりますかという投げかけを受けました。その後協議を重ねまして5月に上

の了解を得たうえで自由通路を断念して改札口開設の方向に舵を切りたいと西武鉄道に打診しました。その後、10月に先方からその方向で協議をしましょうと返事を頂いたので、10月から今まで改札口の協議を進めている状況です。

石本委員

昨年3月頃に方針が変わったということだが、全く前触れはなかったのか。

田中交通安全
課長

そのとおりです。全く前触れなく話が出てきました。

石本委員

その時には現在の基本計画、ここまで書き込んであるので所沢市として、どのような抵抗をしたのか。なんとか勘弁してもらえないか、どのようなやり取りがあったのか。

田中交通安全
課長

基本協定を締結して基本設計をするところまで段取りをしていて予算を計上していたので、これについては担当レベルとしては心にあるものがありました。実際に設計をもう一度見直して各部署に確認を取って、総合的に勘案すると事業費が膨らむ期間が長くなるということだったので、先方の敷地に対して改札口をつくっていただくというようなニュアンスがありましたので、1日も早くということ考えた時にやはり西口にしようとい

うことで舵を切って事業を行っているところです。

石本委員

私が情報に疎かったかもしれないが、昨年9月定例会の粕谷議員の一般質問のやり取りを聞いてびっくりした。総合計画の基本計画に書き込んだものを事実上断念せざるを得ないようになって、議会に対してこのような変更が起ころうだとか、紙とか配ったか。例えば議長には言っていたとか。

田中交通安全
課長

それについては何も皆様にはお示しはしませんでした。

中村委員

平成28年6月定例会で総合計画の改定について一般質問していて、社会情勢の変化については見直しの可能性がある。もう1つ総合計画の改定が必要になるということは、どのような状況にあるにしても不測の事態であると言っている。どう不測の時代だったのか。僕の中では不測の事態と言うよりは、ある種の事業名の変更、事業内容の変更という理解だが、事業内容の変更だけで今まで総合計画の改定はなかなかしてこなかった。ある種、そこに不測の事態的な要素が加わっているという判断だが、その説明はいかが。

市川経営企画

平成28年の段階ということですと、当時第5次計画の流れの中でやっ

課長

ていたものかと思いますが、今回第6次総合計画におきましては施策の大規模な方針転換を行う場合という内容を加えています。今回の西所沢駅西口に関してはかなり明確に書いているということもありまして、そのあたりの金額的にも大規模なものであることも鑑みて今回改正したほうがよからうと判断しました。

中村委員

COOL JAPAN FOREST構想が第5次に書いてないから書いたほうがよいではないかと言った。それは位置づけが明確なものではないし、方向性の転換に当たらないから書き込まなくていいと言われた。確かに6次では書いてあるが、その時に書き込まなくてよくて、なぜ今回西口については書き込む方がいいというのは不測の事態を含めて、どう理解していいかわからない。その辺の説明はいかがか。

市川経営企画

そうした意見などがあったこともありましたが、第6次の際にはある程

課長

度改定の基準や方針のようなものを計画の進め方の欄に明記をしていった経緯もありまして、今の運営の仕方の中では今回の西所沢駅西口が該当するという判断です。

中村委員

私立学校の誘致と2学期制に関する削除以外に今まで第4次、第3次と総合計画があるが、議決になったのはここからだが、議決になる前に改定は行っていないという答弁だった。今までどうやっていたのか。内部的

な改定は普通に行われていて、行われていたことが議会の中に通知が来るとかそのような形かと思う。今までは内部的な改定もなかったという答弁だった。そのような総合計画はなぜここに来て、議決案件になったからですと言ってしまえばそうなのだが、それは仕事の仕方としては違うのではないかと思う、議決になろうが、なるまいが。その辺の判断は今までどのようにやってきたのか。

市川経営企画
課長

総合計画の改定については大きな状況の変化がない限りは改定して進めるものではないと考えております。これまで過去にさかのぼっても第5次総合計画、後期基本計画の以外には改定されてこなかったという経緯は間違いありません。定めた計画の範囲の中でおこなってきたところかと思えます。読み取れないようなことが起こった場合には改定を考えていくというのが現在の総合計画の改定のあり方の考え方です。

中村委員

今までも介護保険制度ができた時は、地方分権改革が行われた時はものすごい大きな話だった。その時は内部的に改定していない、所沢市は。今回議決案件になったからある種意識するようになったと言ってしまえば、そこまでかもしれないが、その辺はいかがか。

平田経営企画
部長

中村委員がおっしゃるとおりで、議決案件になってそのあたりの整合もとらなければならないのかなという判断も今回実際にありました。橋上駅

舎化という今回の文言はあまりにも具体的に表記してあったものなので、逆にこちらを改定しないでそのままにしておく方が予算の審議の中でも整合が図れないのではないかと意見を頂くのではないかとということもあるまして今回については同時に提出させていただいた方がいいという考え方で行ったところですが、今後こうした改定をするに当たっては一定のルールがやはり必要ですので、読み方で今までの解釈と違ったといった説明がつかないことがないように、第6次の場合変更する際の記載もありますので、この辺りをしっかり意識して今後は進めてまいります。

中村委員

第5次総合計画の時に平成28年6月定例会で一般質問した時に、総合計画の改定ルールについて私が提起しているのですが、その時はルールをつくることによってがんじがらめになるからルールはつukらないという話だった。どのような方針転換か。議決案件によって仕事のやり方が変わるとか、総合計画を精査するようになったということがあるのなら、これは一歩前進だと思う。その辺はいかがか。今まではいらないと言っていたのだから、総合計画の改定は。

平田経営企画
部長

いらないという表現をしてきたのは、今まではどちらかと言うと総合計画というのは具体的な名称とか事業名とかはあまり落とし込まないものもありました。今回のように具体的な名称がある部分については一定のルールはこれから先運用の中で必要になってくると思っております。これまで

の考え方とその辺は過去の答弁と若干違うところがあるというご指摘ですが、事務サイドとしてはできるだけ誠実な対応を考えて取り組んだところ
です。今後についてもこうしたケースがあった場合はしっかりと議論を重
ねながら提出する、しないについて判断したいと考えております。

中村委員

ある種それは執行部サイドだけで考えるのではなく、ある種議会サイ
ドとの共通認識というのがあったほうがいいから提起したが一蹴された。今
後はそのようなものが必要だと思うがいかがか。

平田経営企画
部長

少し検討させていただければと思います。

中村委員

保育料の無償化は僕にとってはかなりの方針の転換だ。これについては
今の記述はどうなっているか。書き込む必要はないのか。

平田経営企画
部長

そうした公益的な社会情勢等の変化について改定をしていくか、いかな
いかにについても少し一定のルールを考えてまいります。

石本委員

施策の大規模の方針転換を行う場合は社会情勢等の変化等を伴い、大き
く舵を取ると書き込んでいる。確かに西所沢駅の橋上駅舎は交通弱者の人
については大きな方針転換で、その部分は理解できる。よきを平仮名か

ら漢字に変えることは社会情勢の変化か。それとも大規模な方針転換に当たるのか。それを出そうとしていた。ルールが出したいときには出すみたいなイメージしか持てない。その辺の議論はどうなっているか。平仮名のよきが漢字の善きになると何がどう社会情勢が大きく変わるのか、所沢市がドラスチックな社会情勢が変わるとかはないと思うが、変わるというのならどう変わるのか。

市川経営企画
課長

よきを変えることによって社会情勢が変わるというよりも、順としては社会情勢の変化に応じてそうした総合計画を改正していくという考え方かと思っています。元号の改定があったタイミングであるとかというところでは今一度所沢市としてふるさとを前面に押し出していくという意味での方針の転換というような趣旨で読み取ったようなところです。

平田経営企画
部長

総合計画そのものについて、今回第6次計画を策定する際に、ある程度市長任期に期間の設定を変えたところもあります。市長の意向も総合計画の中に入ってくること、受けとめるということは意識していきたいと事務局でも考えております。今回特に市長選挙の後に3期目を迎えた藤本市長の意向もありますし、そのあたりの市政運営の中で必要な文言の整理を今回は考えて検討してきたところもあります。

城下委員

今回西所沢駅の橋上駅舎化及び東西自由通路が西所沢駅西口改札口開設

に変更で、先日の質疑でも変更によって障害者や高齢者の利便性というのはどのようになっていくのかという懸念もあったと思う。特に西所沢駅については結構踏切が下りている時間が長い、今回西口開設に伴って改定するが課題はあると思う。例えば開かずの踏切に近い状況で車や歩行者がどのように改善されていくのか、そうしたことがどのように関係課と協議されたのか。利便性の向上の視点では質疑でも出ていた障害者や高齢者の方たちの配慮がこの間の答弁ではあまり明確でない印象がある。その辺はどのような議論があって、どのような対応を使用しようと考えていて、この提案になったのか。

田中交通安全
課長

自由通路が改札口になると踏切を使う方が、自由通路を使って踏切を使わないで済むので、当然障害者や高齢者には利便性や安全性が高まるので、担当してはこちらの方向で事業を進めていたところですが、それにかかる費用や期間のことを考えますと、とにかくまず開けてほしいというのが地域の方からの第一要望でしたので、何も開かないのでこのまま話がずっと続いて、実際に工事がされないとなると、西口側の山口地域の方はいつまでたっても踏切を使っていただくことになるので、とりあえず口を開いて駅を利用される方、一般の方もそうですし、障害者や高齢者の駅利用者だけでも、まずは利便性を上げることとしたものです。開かずの踏切は県道や市道ですので、道路管理者と協議をしながら今後はこれとは別に交通安全の対策として取り組もうと考えております。

大石委員

議案に出ているので西所沢駅西口改札口ではなくて市内公共交通について聞きたいのだが、4ページの事業目標、基本方針6-4-1市内公共交通（バス）年間利用者数について、毎年度1万人の利用者増をめざすものです、と新旧が変わらないが、3ページの基本方針6-4-1ではつまり新しいバス路線をやっているわけだが、このようなことも含めて年間何万人も何千人も乗るようなものでもないと思う、オンデマンドとかああいったものは。そのようなことも含めて、このような計画をこれからも続けていくことでよいか。

内野企画総務
担当参事

地域公共交通が市民の足となるような形で進めさせていただく形です。

大石委員

今度三ヶ島でやるものは何千人も乗るものでもないと思うので、民間の例えば西武バスとかの路線バスをどんどん増やして1万人増やしたいという考えか。

内野企画総務
担当参事

両方です。ところバスもそうですし、路線バスもそういう形で利用者が増えるように進めていくものです。

秋田委員

パブリックコメントで市民生活に支障がないことはわかるが、議会軽視

とかやたらと詳しいと思った。市民はなかなか知らないと思う、議会軽視なんて言葉は。職員や職員の家族が返事しているのではないか。

市川経営企画
課長

私どもはどなたが出したか承知していますが、どのような方がコメントされたかは差し控えさせていただきたいと思います。

石本委員

期成会には了解していただいたということが分かったが、期成会に入っていないなくても、橋上駅舎と東西自由通路を非常に期待されていた方がいたと思う。交通弱者は特にそう思っていたと思うが、こういうふう大きく方針が変わったというのは議決した後に市の広報とかで発表するのか。予定はあるか。

田中交通安全
課長

あくまでも西武鉄道と基本協定を結んで、このような形で完全にできますという段階になりましたら、何らかの形で市民にお示ししていきたいと考えております。現時点ではこれに基づいて事業を進めさせていただきたいです。

石本委員

現実の話、あちら方面の議員は市民から聞かれて今まで橋上駅舎と東西自由通路ができると説明をされてきていると思う。煮詰まった時にならないとやらないとなると、その時になって前から決まっていたのかという話になりかねないぐらいの話だと思っている。それでも広報しないという考

えか。これは総合計画を変えるぐらいの内容だ、はっきり言って、基本計画を。それを広報しないという担当課はどうなのか。

田中交通安全
課長

上と相談させていただいて、しかるべき時に広報で周知したいと思えます。

【質疑終結】

【意見】

石本委員

議案第17号「第6次所沢市総合計画前期基本計画の改定について」に、会派立憲民主党を代表して意見を申し上げます。

今回の基本計画の改定では周辺住民の長年の悲願である西所沢駅西口の橋上駅舎をあきらめる内容にするものです。

橋上駅舎を断念することでベビーカー、高齢者、障害者などの交通弱者の方からすれば肩を落とす内容となります。そうした方々への対策も是非今後講じて頂きたいことを要望します。

また当市は議会基本条例を制定する議論の過程で基本計画まで議決事項にしました。第6次所沢市総合計画を議決したのはわずか1年前のことであり、当時の特別委員会ではかなり時間を取って議論し、議決しました。その際には第5次所沢市総合計画では具体的に書き込んでしまったことを踏まえより抽象的な内容にした説明がありました。今回の西所沢駅西口に記述についても最初から改定案のないようにしておけば良かったのではないかとこの考え方もあります。

わずか1年の改定では逆に総合計画の重みが薄らぐのではないでしょう
か？今後の改定についてはルール作りをはじめかなり慎重に対応するべき
と考えます。以上賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第17号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

休 憩（午後2時52分）

（説明員交代）

再 開（午後3時0分）

|

○議案第18号「所沢市客引き行為等の禁止に関する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員

市内全域を対象にする条例になるのかと思っていたが、禁止区域を設定してその中にいろいろな制限を設けていくという条例になっている。他市でも先行条例があるのだが、柏市の条例では、第7条で「何人も公共の場において客引き行為等をし、またはさせてはならない。」というように設けておいて、そのうえで特定地域を設けて特定地域の中ではさらに過料等の制限を設けるというような作り方をしている。

なぜ所沢市は禁止地区を設けて、限られた地域だけの条例にしたのか、その理由を教えて欲しい。

青木危機管理
課主幹

禁止地区を設けた理由といたしましては、委員のおっしゃるとおり、市全体を規制対象としたうえで繁華街などを特定地域として指定して取り締まるといった事例もありますが、所沢市といたしましては客引き行為等の迷惑行為が行われている範囲が一部の繁華街に限定されていること、また、通常の商行為としての呼び込みまでもがこの規制の対象となることで、商業の発展に支障が生じるおそれがあるといったことから、市全体を規制対象とはせず、禁止地区における客引き行為等を禁止するというところでこのような形になりました。

西沢委員

注意、命令、勧告、さらに過料というものも設けられているが、いわゆる理念的な意味でこういうことはやめていきましょうね、というようなことも前提にした条例の構えというのもできたと思う。柏市はそういうような考え方に基づいてその条例を作ったと思う。想定されているのは2つの地域だと思うが、それ以外にも客引き等の迷惑行為が行われてないとも限らない、ないということとは言えないと思う。こういう地域特定の条例制定の仕方っていうのはどうなのかと思うがどうか。

須田危機管理
監

そういった議論もあるかと思いますが、今回の条例制定につきまして、先ほども申し上げましたとおり、所沢市の現状では、おおむねプロペ通りでこういった行為が横行しているというのがありましたので、まずは焦点をそこに合わせて整理するということをさせていただきました。その後、状況に応じて他の地域についても、必要があれば禁止地区を設けていくという立てつけをさせていただきたくところです。

中村委員

確認ですが、今想定している禁止地区というのは、いわゆるプロペ通りだけを考えているのか。

青木危機管理
課主幹

プロペ通りを想定しております。

秋田委員

プロペ通りと昭和通りは入っていないのか。

青木危機管理
課主幹

現在想定しているのは、プロペ通りを中心として昭和通りの歩道の手前
までを想定しております。反対側はプロペ通りのある区画、西友とプロペ
通りの間の細い道までと線路沿いまでの道を想定しております。

秋田委員

以前一般質問をした時に、柏市の例も出して質問したが、その時の答弁
で過料についてもうんぬんあったが、いつから過料までとろうとか条例制
定に向けて動き出したのか。

青木危機管理
課主幹

過料の制定につきましては、先行して条例を制定した自治体を調査して
いく中で、当初過料がない理念的条例であった自治体に関し実効性が担保
できないということで、追って過料を制定するという事例も見受けられま
したので、所沢市においては最初から過料を制定するという形をとらせて
いただいております。

秋田委員

視察はしたのか。

青木危機管理

柏市と新宿区に視察に行っていました。

課主幹

城下委員

先ほどの西沢委員の質疑の中で、全体との意見もあったけれども、プロペ通りをまずやってその後必要であれば、ということで答弁されていたと思うが、必要であればということでは、既に議会の中では新所沢駅の東口とかそういったところも矢作議員も他の議員も客引きについての対応についての質問で何らかの対応を求めるとう形が出ていたと思うが、必要であればというところの判断は何をもってどういう形で必要と判断しているのか、その辺の考え方をお示しいただきたい。

青木危機管理

課主幹

今回プロペ通りを禁止地区として設けた理由といたしまして、多くの市長への手紙や市民の皆様からの苦情、御意見等を頂戴いたしまして、プロペ通り商店街におきましても自主的なパトロールや見回りなどをしていく中で、やはりそういった活動では限界があるとか、また通行する皆様がお困りであるという多くの声を頂いておりましたので、まずプロペ通りを対象とした禁止地区として指定させていただきました。

城下委員

それ以外の地域での必要性については、市民の声という形で議会でも複数の議員も取り上げていますし、プロペ通りをやるということが今回出ていますがそれ以外の新所沢の東口については、どのように対応しようと考えているのか。既に要望は出ているので。

青木危機管理
課主幹

まずはプロペ通りで確認や手法などの検証を行い、その他の地区につきましてはそういった状況を踏まえまして検討を進めさせていただきたいと考えております。

石本委員

今、城下委員から新所沢駅東口について話が出たので伺いたい。かつて平成26年6月議会で当時の危機管理監の壺岐さん、平成29年12月議会で当時の須田さんが、こちらは近藤議員が客引きについて質問し、答弁では、埼玉県条例があるのでそれで取り組んでいくとの答弁がされている。そもそも市独自の条例が必要であると判断した背景と経緯、既存の条例や法律では不十分であるとする理由について、どういう見解か。

青木危機管理
課主幹

既存の風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律、また埼玉県迷惑行為防止条例というものがありますが、そういった条例、法律で取り締まることができるものというのが、客引きがお客さんの体を捉えるとか、しつこく立ちはだかるといったものを規制するもので、客引きそのものを取り締まることができない状態でした。ここで市のほうとして、客引き、また勧誘行為、そういった行為そのものを規制する条例を制定するに至ったものです。

石本委員

そうすると今回の条例というのはどういう位置づけになるのか。独自条

例なのか上乗せなのか、横出しなのか。条例の立てつけはどのような位置づけになるのか。これまでは埼玉県の迷惑条例で対応できるって、そちらが答弁してきた歴史がある。どのような位置づけになるのか。

須田危機管理
監

表現の仕方がよく分かりませんが、現在、埼玉県条例や風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律などがありますが、そこに該当しないものについて、ということになるので横出しということになるのかと思います。

石本委員

水村県議を通し、所沢警察署が平成27年から令和元年まで、埼玉県迷惑行為防止条例違反で客引きの検挙総件数というのを資料請求してもらった。平成27年、28年、29年は各1件、捕まった人は各1人ずつ、平成30年は5件で5人捕まって、令和元年中は6件6人所沢警察は検挙している。今までは情報があれば、そちらに通報するという答弁もある。

所沢市から県の迷惑条例で所沢警察署に通報した件数は何件くらいあるのか把握して今回の条例提案に至っているのか。過去にあったのか、なかったのか。

青木危機管理
課主幹

件数の把握は正確にはしておりませんので、お答えできませんが、市長への手紙や御意見を頂くたびに所沢警察署へ伝えているところです。

石本委員

横出しとのことだが、県の条例とかで何が不十分なのか。

青木危機管理

埼玉県条例ですと、客引き行為そのものの取り締まりができないとう

課主幹

ことで、道の真ん中でたむろしているとか、客引きに限らず客待ち、勧誘待ちと今回表現しておりますが、いることそのもの、また声をただかけているだけ、といった行為については県条例、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律ともに取り締まりできないということです。

須田危機管理

業態で風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律や埼玉県迷

監

惑防止条例があります。いわゆるキャバクラとか風俗店については、先ほどの風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律や迷惑防止条例で規制ができますが、今申し上げた市の条例というのはその業態に関係なく、先ほど主幹の申し上げました客引き行為、客待ち行為、勧誘行為そのもの自体を規制しようというところであり、行為自体があることを禁止しますよ、という条例です。立っていて勧誘をしたり客引きをするだけの行為も禁止します、といったもので、県条例などでは立ちはだかったりあるいは手を引っ張ったりとか、そういう行為までしないと規制ができないものです。

今回の市の条例では、そこまでいかないまでもビラを配って勧誘をしたり、客引きをしたりするそのもの自体を禁止させていただくということです。

中村委員

憲法には営業の自由というのがある。それをある種、規制していく行為なので、苦情が多いから、というだけではきつい。しかもこの条例は罰則も付いているので、実態把握という意味では少なくとも逮捕者数、それを把握していなかったら、市で把握できるのは少なくとも市長への手紙の件数くらいはここでおっしゃっていただかないと厳しいかと思う。3年から5年くらい。プロペ通りからしかやらないというのはいいと思う。営業の自由を配慮している。誰にだってやっちゃいけないことではない、ということがあるわけだからまずはここからやっ払いこう、というのはそこは配慮していると思った。だからこそ、そういう数字はきちんとやっていただいた方がいいかなと思う。

青木危機管理
課主幹

調べます。

石本委員

確認だが、条例の第2条第1項（ア）の客引き行為で想定されている営業業態とか業種はどういうイメージを想定しているのか。

青木危機管理
課主幹

業態につきましては、特にありませんが、やはり今、問題となっているのは、居酒屋、カラオケ店、そういったもののしつこい客引きが問題になっております。

西沢委員

関連して、先ほど石本委員の質疑で横出しという答弁だったが、風営法や県条例に含まれない業態をも対象にするというお話だった。その制限がなくなるのはどうなのかと思った。柏市は業態についての規定もしている。飲食店とか、カラオケなんだろうと読める業態とか、ある程度そういうところが客引き行為等をして市民に不便とか迷惑をかけることを想定した条例だと思ったが、先ほどの答弁で横出しっていうことになると、その業態の制限がなくなってしまって商売する側というのは非常に遠慮しながらやらざるを得ないということになり兼ねないという危惧を感じるが、その辺はどうか。

青木危機管理
課主幹

それぞれの業態ごとということですが、公共の場所におけるそういった迷惑な客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為を規制するものであり、自分のお店の敷地内から呼び込みをするということまでは規制していないというところで、個々の業態の権利については考慮しているところです。

西沢委員

業態に限らずということであつたら、布団屋だろうが眼鏡屋だろうかなんだろうか、そういう客引き行為ととられるような行為を申告された場合に、指導なり勧告なり命令の対象となり得るんだ、という理解でよいか。

青木危機管理課主幹 業態を問わず公共の場所において客引き行為等を行った場合は、規制取り締まりの対象となります。

城下委員 いろいろなお店の方、カレー屋さんとかいろいろな方達が、PRのチラシを持って配ったりする。事例としていろいろあるが、そういったものについても対象となるわけか。

青木危機管理課主幹 今回は、不特定多数の中から個人を特定して客となるように誘うことを客引き行為等としておりますので、ティッシュを配ったりチラシを配ったりというところまでを制限するものではありません。ただ、その延長で、特定の人に向かって限定して声をかけるということになりますと、これは客引き行為となりますので対象の行為となります。

大石委員 私も平成18年に客引き行為について質問したこともありましたが、この時、東京都で結構厳しくなり、所沢方面プロペ通りも含め客引きが厳しくなり増えてきたという経緯がある。つまり、所沢のプロペだけでやっているのと、また周辺にそういうものが波及してくるんじゃないか、移ってくるんじゃないかという危険性を感じているわけだが、どうやって新所沢とかほかの地域の把握をされていこうと思われていますか。

青木危機管理 所沢プロペ通り周辺以外の地域の状況の把握の手法ということで申し

課主幹

上げますと、これはやはり地域にお住いの方からの御意見、市長への手紙、そういった方法のほか、日々その地域を見回られている防犯協会各支部の会員の皆様、また職員も新所沢駅東口をはじめ仕事で回る以外にも歩いておりますので、そういったところからの意見も求めたいと考えております。

中村委員

実態として客引きをしている人は、例えば居酒屋さんの従業員なのか、それとも客引きを専門に扱う事業者みたいな方々がやっているのか。今のプロペ通りの実態把握という意味ではどうなのか。

青木危機管理

課主幹

比率といたしましては、お店の従業員が行っている客引きがわずかにおりまして、主体は客引きグループといいますか、客引きをなりわいとしている人たち、私たちはフリーの客引きという言い方をしておりますが、そういった人たちが複数の店舗と契約をしたうえで客引き行為を行っている、というのが現状です。

中村委員

結局この条例の立てつけをみると、フリーの客引きを行った個人に関しては指導、命令、勧告、命令、それで罰則までいく。両罰規定があるので、その法人に対しても同じ過料を科すわけなんだけれど、その科される法人というのは居酒屋なのか、それともフリー客引会社なのか、それともその全部なのか。その辺が解釈としてはいろいろ読めてしまう。

青木危機管理課主幹 条例の中では客引きから紹介を受けて、客としてはいけないということで、まずお店を制限しています。また、客引きをさせてはいけないということで、その客引きグループの組織についても対象としております。

中村委員 こういった条例ができると、フリーの客引きが増えるということが言われる。今までもフリーの客引きの方が多いが、そのような状況になる可能性というのはどうか。

青木危機管理課主幹 客引き条例を先行して制定した自治体の状況を確認しましたところ、各自治体とも、路上で迷惑な客引きを行う件数というのは減っていると報告を受けております。

中村委員 逆に効果がないという事例はなかったか。見ていると、あまり効果がないとか、実感ができないという意見も他市町村では見られた。また実効性を高めるためにも、今回予算措置も行われるわけだが、体感していただかなければならない、市民の皆さんに。その辺についてはどう考えているのか。というのは自治会にも応援条例を作っても加入率は上がらない。いわゆる条例だけを作ってしまうと、あとのパッケージが何の議論もないと条例つくりましたからいいですよ、という話になっちゃうじゃないですか。結果的にふたを開けてみたら何も変わらない。しかも今回罰則が付いてい

る条例が一つできちゃうというのは、すごい慎重に判断しなくてはならないと思っていて、その実効性を高めるための方策と、それを体感していただくための方策というのをあわせて議論していかなくてはならないと思っている。その辺についてはどうか。

青木危機管理
課主幹

まず実効性を高める方策といたしましては、御指摘のありましたとおり、警備員を3名雇い入れをしまして日頃の巡回、パトロール、注意等をしていただくという任務で当たっていただきます。その先の行政指導になりますと、市の職員の身分を有する者が回りまして勧告、命令、ひいては過料といった手続きをいたします。

頻度につきましては、警備員が月20日間、時間がおおむね5時から10時までということを考えております。それとあわせまして、私たちは指導員と言っていますが、市の身分を有する者が一緒に回るということで考えております。

中村委員

関連ですが、それは条例がなくてもやれる。お願い行政はできると思う。私が技巧再考になっているのは第17条、18条である。大家が貸さないというやつ。大家が客引きには貸さないよ、と書いてあるわけでしょ。努めるだから何ともないけど、モニタリングしていったり周知徹底図ればだいぶ減ると思う。財産権の問題もあるので難しいと思うが、ここが実効性を高める一番のキーポイントだと思う。これをよく書いたと思うので、

ここのチェック体制を充実するということは考えないのか。

須田危機管理
監 商店街の方には何度かこういった条例を策定するといったことは申し上げているところですが、実際に施行されることになれば、このようなところも当然ながら御説明させていただいて協力いただくことはお願いしてまいりたいと考えております。

中村委員 指導員さんとか、いわゆる今回の予算でお願いするような方々は大家さんのところにはいかないのか。

須田危機管理
監 キャンペーン期間中でもやりますので、そういったところでも御紹介という形でさせていただくことは当然考えております。職員も行きますし、警備員も行くことも当然ながら、プロペ通りを歩いているだけでなく、お店の方達にも協力いただくということもあわせての条例です。

中村委員 お店というよりお店に場所を提供している大家さんか。そのところにかにこの条例の趣旨を周知できるかというのがすごく重要である。そこに対して、指導員や市行政が常に働きかけるという話はどうか。

須田危機管理
監 商店街連合会にもお店のオーナーが多いので、そういったところもこちらでも把握しておりますので、その話についても簡単ではありますがお話を

持ち掛けております。4月以降、施行いただいたあとは改めて商店街等を含めて説明会で簡単なものになりますがそういったことも含めて周知させていただきたいと考えております。

西沢委員

確認だが、警備員というのは市から警備会社に委託する人なのかどうかということと、第17条、第18条に関連して、条例の施行から執行まで半年間あると思うが、仲介業者に対しては賃貸の場合の重要事項説明のような義務みたいなものを課す予定があるのか。

青木危機管理

まず委託に関しては、警備員を委託し、回っていただくということです。

課主幹

また、仲介業者等に重要事項説明のような形で契約の時にそれを入れていただけるとのことですが、契約をする時にそういったことをうたうということを努力義務ということではしておりますので、そこまでは考えておりません。

西沢委員

重要事項でなくても告知義務とか、必ず説明してもらわなくては借りた後に契約上問題じゃないか、と言われ兼ねないので考えた方がいいのではないか。

休 憩 (午後3時35分)

再 開 (午後3時45分)

青木危機管理

先ほどの、プロペ通りの客引きに対しての市長への手紙又は検挙の件数

課主幹

について申し上げます。市長への手紙ですが、危機管理課に寄せられたものについては、平成28年度が3件、平成29年度が5件、平成30年度が9件、平成31年度、令和元年度ですが、こちらは8件となっております。このほかに、機会毎に市長又は議員の皆さま、後は電話で危機管理課に御意見をおっしゃって、一言で切れてしまうものなども含めると、近年、件数が増加傾向にあります。検挙件数ですが、所沢警察署に確認したところ、数字が先ほどのお調べのものと若干違いまして、警察の調べですと、客引きの検挙件数ということで、どこでというところが入っておりませんで、市内での客引きの検挙件数ということで、平成28年度2件、平成29年度2件、平成30年度6件という報告を警察から受けております。

大家への周知の件については、商工会議所やプロペ通り商店会の皆さんにも協力を仰ぎつつ、どなたが大家なのかというところを調べるといったことをしながら、条例施行から10月1日までの半年間で、こういったところにチラシ、パンフレット等を作成して周知に努めていきたいと考えております。

秋田委員

附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条から第16条まで、第20条から第21条の規定は、同年10月1日から施行する。とあるが、4月1日はどれとどれを施行するのか。

青木危機管理課主幹　　まず条例を施行して、客引き等を禁止しているというところ、第1条からこちらに書いてある第10条、第17、18、19条について、4月1日から施行するという形になっておりまして、取り締まりに関するものについて、半年間の周知期間を経て開始ということで、6カ月間の差がついているものです。

秋田委員　　第17、18条は4月1日なのか。

青木危機管理課主幹　　そのとおりです。

城下委員　　先ほど、実効性と体感する方策ということで中村委員から質疑があり、それに対して警備員を3人配置するとか、行政処分と言ったか、それを行うのは市の職員の身分を有する者だということだったので、そうなるとこの業務に当たる職員というのは、危機管理課の職員が対応するのか。

青木危機管理課主幹　　危機管理課職員が当たります。

石本委員　　休憩前の西沢委員の質疑で確認したい。第5条の事業者の範囲というのは、全ての市内の事業者が範囲ということでいいのか。パン屋、カレー屋、

布団屋を含めて。

青木危機管理
課主幹 禁止区域の事業者全てです。

石本委員 第2条のこの客引き行為で想定される営業形態ということで具体的な居酒屋とかカラオケとか、おそらくそういうところをターゲットというか、念頭に入れていると思うのだが、そうすると、繰り返しになるかもしれないけれど、柏市とかだと飲食店等とか、かなり細かく書いている。何で他市の条例ではこの書き込みをしているのに、書き込まなかったのか。要するに何を言いたいかと言うと、市の想定している業種以外の業種も対象になってしまうわけである。例えばパン屋が道路でどうぞどうぞと目の前に立ったら客引きだと、受け止め方の問題になってしまうかもしれないけれど、何故書き込まなかったのか。所沢市は大体、他市を真似をしたりしているのに、どうなのか。

青木危機管理
課主幹 プロペ通りの規制を考えた場合に、業種を指定してしまうと、指定以外の業種の客引きが迷惑なことになるということも考えられましたので、主に居酒屋、カラオケを想定はしていますが、今ある状態の中で申し上げると、スポーツジム、カレー屋、うどん屋、その他を想定して条例の中でうたっていない業態が迷惑行為をした場合であっても、その行為そのものを

取り締まるという考えです。

石本委員

第2条ウの勧誘行為のところ、通行人その他不特定の者の中から相手方を特定し、役務に従事するよう勧誘することをいうとあるが、役務に想定されるような具体例はどういうものか。

青木危機管理
課主幹

具体的には、いわゆるキャバクラであるとか接待が伴う、女性が接待をする飲食店又はアダルトビデオ等の出演のスカウトが想定されております。

石本委員

第8条の2で、財産上の利益の供与がない場合には適用されないということが書いてあるということは、例えばお金で雇っている人とか、従業員とか契約している人が客引きしている人は該当するけれど、金が介在していなければ該当しないということか。例えば、友達がお店を開いた、今日1日だけボランティアで僕がプロペで、いらっしやいらっしやいとやったら、これは対象ではないか。連れてきてしまうというのは。

青木危機管理
課主幹

友人が、友人のお店に客を引き入れるべく、しつこく声をかける行為については、第8条第1項の客引き行為をしてはならないというところにかかってきますので、対象になります。

石本委員 だから聞いているのだが、この第2項の、財産上の利益の供与がない場合というのは、どういうことを想定しているのか。

青木危機管理 第2項については、客引きに対して、利益を与えて、させてはいけない
課主幹 ということなので、財産上の利益、供与とかをせずにさせるということが、
なかなか考えづらいのですけれども、これは、業として客引きをさせては
ならないということなので、客引きグループのその上層部がさせていたり
とか、お店がお客さんを連れてきたらお客さんの使った金額の何%を客引
きに支払いますということを想定しております。

西沢委員 簡単に言うと、する人もさせる人もだめだという、第1項、第2項はそ
ういうことか。

青木危機管理 そのとおりです。
課主幹

大館委員 議案がおった場合に、半年の猶予があるわけだから、それをどのよう
に商店街の人とか、その人たちにしっかり浸透させる、そういうのはもう
できていると思うが、その辺をお示しいただきたい。

青木危機管理 プロペ通り商店会の役員の方とは事前に話を進めておりまして、条例が

課主幹

施行される4月1日以降にキャンペーンをやりましょうといったような計画を立てております。また、東町、日吉町等の自治会町内会の皆さんにもお話をしたところ、そういったキャンペーンを是非やりたいという協力、同意を取り付けております。

城下委員

キャンペーンを4月以降やるという答弁だが、商店会に加盟していないところもあるのではないか。プロペ通りのお店など、その辺の割合は把握しているのか。周知のあり方についても、その辺が気になる。

青木危機管理

課主幹

オーナーのプロペ通り商店会の加盟率はまだ把握しておりませんが、まずは商店会に加盟されている方に先ほどの第17条、第18条を含め周知して、この条例の趣旨についても一緒に周知していくというキャンペーン等を行いまして、その中で商店会なり、商工会議所なりということも含めて、加盟していない、所沢にいないオーナー、そういった方達もいるということは把握しておりますので、そういった方に対しても周知を進めていきたいと考えております。

石本委員

関連で、要するに、プロペ通り商店街の方とかから意見を聞いているという話だが、パン屋やカレー屋、布団屋も捕まるかもしれないという、ある意味、リスクの部分もあるわけである。ビジネスをする側からすると。リスクについてはきちんと説明をしたのか。過去の経緯からみると、客引

きがプロペ通りは酷い、議会からも何とかしろという質問が出てきている、だからそういうような概念的には賛成だけれども、実際に条例が施行すると、罰則まで発生するわけである。そのリスクというのはちゃんと説明できているのか。

青木危機管理
課主幹

条例が施行されてからその罰則なりが適用される半年間の間に、周知を進めていきたいと考えております。

石本委員

今回の条例は、柏市なんかは先ほども言ったとおり、飲食店とか特定の業種を書いていて、所沢市は書いていないわけである。全ての業種が対象となるわけで、条例をやったとしても、本当にこういう条例を望んでいたかどうかというのは、わからないのではないか。条例が制定されました、だから皆さんが対象ですというのは、実はそういう条例ならよかったんだよ、という、つまりリスクである。委員が言ったように、営業する自由もあるわけだから、それを規制するということのリスクを、ちゃんと説明できて理解してもらえているのか。理解できていないのは向こうが悪いんだという立ち位置ではないと思う。その辺はどうなのか。ここは結構大事だと思うのだが。

青木危機管理
課主幹

条例を施行するに当たり、パブリックコメントを実施したのですが、その際にプロペ通り商店会にもこういったことをやりますという御案内を

差し上げていますので、事前に条例ができるという周知はできていると考えております。

石本委員

そうすると、後からあくまでも、変な話、罰則対象になった個人の方が言っている分には私はどうでもいいと思っているけれど、商店街の方から、こういうのは違ったんじゃないかというのはこないという認識でよろしいか。賛成するに当たっては、怖いので。

青木危機管理
課主幹

実態を調査した上でも、やはり多かったのが、カラオケ、居酒屋、キャバクラ等の客引き行為等ということでして、その他の業態については、公共の場所まで出て来ての目に余るような客引きが確認できていなかったということもありまして、そういった想定は、それでは困るといったような御指摘にありました想定はしておりません。また、条例施行に併せて、早い時期にキャンペーン等を行う予定でありますので、改めてこういう条例ですということについては、禁止区域内的の商店、営業している皆さんに関しては周知を進めていきたいと考えております。

大館委員

先ほどの答弁の中で、プロペ通りをやって、その様子を見て、ほかの場所もやるようなことを言っていたが、その辺の効果とか、見直しというのはどれぐらいで行う予定なのか。

青木危機管理
課主幹 効果の確認ですが、条例を制定した4月1日以降、6ヶ月間経過後、取り締まり等を行う前に1回、条例を制定しただけでどうなったのか、また、10月1日からのパトロールを始めて概ね半年経過後、1年経過後程度を当面の効果の確認のタイミングと考えております。

石本委員 第10条第2項で、市長は必要な支援を行うものとするを書いてあるが、必要な支援というのは具体的にどういうことを想定しているのか。

青木危機管理
課主幹 まず1つ目として、客引きをしないという宣言をしていただきますので、その宣言をしたというお店の証明と言いますか、客引きしない宣言店ステッカーというものを作りまして、こういったものをお店の入り口に貼っていただくということを考えております。また、商業観光課であるとか、関係の機関とも調整が必要になると思うのですが、イベントに参加するとき、もしくはリーフレットに載せるときの条件にできないかというところについて、検討を進めたいと考えているところです。

【質疑終結】

休 憩 (午後4時4分)

(休憩中に協議会を開催)

再 開 (午後4時52分)

【意 見】 な し

【意見終結】

【採 決】

議案第18号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第18号「所沢市客引き行為等の禁止に関する条例制定について」
に対する付帯決議について

石原委員長

石本委員より付帯決議が出されたので、趣旨説明を願います。

石本委員

議案第18号「所沢市客引き行為等の禁止に関する条例制定について」
に対する付帯決議案を読み上げまして、提案理由とさせていただきます。

議案第18号「所沢市客引き行為等の禁止に関する条例制定について」
に対する付帯決議（案）

今回の条例制定にあたり、まずは所沢駅周辺とりわけプロペ通りの客引き
きに対し対策を講じることが念頭にあることが質疑を通して分かった。し
かし以下の課題が懸念されるのでその対応を担当課に求める。

記

1. 新所沢駅東口周辺をはじめとする市内他地区の繁華街における更な
る実態把握をすること。

2. 規制の対象となる具体的業種の特定を検討し、条例の趣旨および解
釈の中で明確にすること。

以上

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第18号については、全会一致、付帯決議を付すことに決する。

【付帯決議】

議案第18号「所沢市客引き行為等の禁止に関する条例制定について」
に対する付帯決議

今回の条例制定にあたり、まずは所沢駅周辺とりわけプロペ通りの客引きに対し対策を講じることが念頭にあることが質疑を通して分かった。しかし以下の課題が懸念されるのでその対応を担当課に求める。

記

1. 新所沢駅東口周辺をはじめとする市内他地区の繁華街における更なる実態把握をすること。
2. 規制の対象となる具体的業種の特定を検討し、条例の趣旨および解釈の中で明確にすること。

以上

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会（午後4時58分）